



ニドムクラシックコース 利用約款

NIDOM CLASSIC COURSE
株式会社 ザ ニドム

〒059-1365 北海道苫小牧市字植苗 430 番地 TEL 0144-55-5111 (代表) fax 0144-55-3677

HP <https://www.nidomresort.jp> Email nidom-cc@nidomresort.jp

ニドムクラシックコース利用約款

第1条（本約款の適用）

ニドムクラシックコース（北海道苫小牧市宇植苗430番地所在、45ホール。以下「**当ゴルフ場**」といいます。）は、株式会社ザニドム（以下「**当社**」といいます。）が所有経営しているゴルフ場です。このニドムクラシックコース利用約款（以下「**本約款**」といいます。）は、当ゴルフ場のご利用者様が安全で快適なプレーをお楽しみいただくために遵守していただかなければならないルール等を規定したものです。本約款は、定型約款として当ゴルフ場のご利用者様が本約款の個々の規定を認識しているか否かにかかわらず個々の規定の全てが、当社とご利用者様との間に成立するゴルフ場利用契約の内容となり、メンバー様・ゲスト様を問わず、全てのご利用者様に当然に適用されます。当社は、本約款を当社ホームページに掲載しフロント等に備え置いて周知に努めており、ご利用者様のご請求に従って当社の営業に支障を生じさせない範囲において内容をご説明させていただいております。

第2条の1（自己責任の原則）

当ゴルフ場の施設内においては、ご利用者様の行動はご利用者様の判断にて行って頂き、その責任は全てご利用者様ご本人様を負って頂くことを原則とします。従いまして、安易な当社への責任転嫁は認められませんので、ご利用者様におかれましては、常に自らの行動に際して細心の注意を払ってください。万一に備えて適切なゴルファー保険への加入を推奨いたします。

第2条の2（危険の引受）

当ゴルフ場の利用において、ご利用者様が被った損害については、本約款に特別な定めがない限り当社の責任を問うことができませんので、常に自らの行動に際して細心の注意を払ってください。

第2条の3（信義誠実の原則）

本約款に定めのない事項は、JGAのゴルフ規則及びゴルフプレーの精神に則って信義誠実の原則に従って解決されるものとします。

第2条の4（エチケット、マナーの遵守）

ご利用者様は、エチケット・マナーを遵守し、他のご利用者様に不快な思いをさせないように自己を律してください。

第2条の5（カスタマーハラスメントの防止）

ご利用者様は、カスタマーハラスメント（ご利用者様からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、労働者の就業環境が害されるものをいいます。当ゴルフ場の提供する商品・サービスに瑕疵・過失が認められない場合、要求の内容が当ゴルフ場の提供する商品・サービスとは関係がない場合、身体的な攻撃（暴行、傷害）、精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉棄損、侮辱、暴言）、土下座の要求、継続的・執拗な言動、拘束的（不退去、居座り、監禁）な行動、性的な言動、社会通念上過大なサービスの要求等を含みますが、これらに限られません。）に加担せず、他者に敬意を持って行動し、全ての法令を遵守してください。

第3条（利用契約の成立）

ご利用者様が、フロントにおいて所定の署名簿に署名（代書・偽名の場合を含みます。）をしたことで当社とご利用者様（実際のご利用者様）との間に当ゴルフ場の利用契約が成立するものとします。

第3条の2（予約、キャンセル料）

1. 予約の方法は、来場・電話・ファックス・インターネットなど当社が別に定める方法によるものとします。
2. 予約確定のために当社が別に定めるところに従って前受金を預託いただく場合があります。
3. 予約確定によって当社と予約者様との間で別途定めるキャンセルポリシーが適用されることとなりますので、予約確定後のキャンセルについては同キャンセルポリシー規定の違約金をお支払いいただく必要があります。

第3条の3（予約の拒絶又は取消）

会社は、次の場合には、予約の受付をお断り又は予約を取り消すことができるものとします。

なお、会社はこれによって一切の損害又は損失の賠償又は補填を行わないこととします。

- ① 次条各号に該当する場合
- ② 次条又は第5条により施設利用拒絶又は中止を受けた者からの予約の場合
- ③ 予約後のキャンセルを頻繁に行った履歴がある者からの予約の場合
- ④ 異常又は通常の形態でないと認められる予約の場合
- ⑤ 会社の求める会社の損害又は損失を防止するための措置（予約の支払等）を拒絶する場合
- ⑥ 予約の確認のための連絡に応答しない場合（応答しないことに正当な理由がある場合も含むものとします。）
- ⑦ 他者への転売や商用目的並びにこれらに類似する予約の場合又は会社に損害・損失を被らせる危険性のある予約の場合

第4条（利用料金の精算）

ご利用者様は、プレー終了後、フロントにて、当社が別に定める施設利用料金（グリーンフィー・キャディフィー・ゴルフ場利用税・飲食代等）を支払って頂く必要があります。ご利用者様がプレーを始めた場合には、当社に故意又は重大な過失（以下「**故意等**」という。）がある場合を除き、理由の如何を問わず、施設利用料金の減額（例えばプレーホール数に応じた減額など）には応じかねます。なお、クレジットカード利用に際しては事前に使用可能なカードを当社ホームページ又はフロントにてご確認ください。

第5条（当ゴルフ場の利用のお断り）

当社は、次に該当する場合には当ゴルフ場の利用（予約を含みます。）をお断りできるものとします。なお、ゲスト様は、当社に対して当社が利用を断った理由の開示を求めることはできません。ご利用者様は当社の指示に従わなければならないが、当社の指示に対してクレーム等を述べるることができないものとします。

- ① 満員でスタート時間に余裕がないとき。
- ② 当ゴルフ場の行事（トーナメント開催を含む。）と重なるとき。
- ③ 天災地変、気象の異常その他やむを得ない事情により当ゴルフ場をクローズするとき。
- ④ ゲスト様については、メンバー様の同伴または紹介等がないとき。ただし、当社の任意の判断でお断りしない場合もあります。
- ⑤ 偽名または他人名義で申し込みが行われた場合。
- ⑥ ご利用者様が公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為（暴力行為又は威嚇行為等）又はエチケットマナーに反する行為をされたことがあるとき又はされるおそれがあると認められるとき。
- ⑦ ご利用者様が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、特殊知能暴力集団その他の反社会的な団体の構成員・準構成員・それらと密接な関係がある者又はそれらであるとの合理的な疑いがもたれる者（以下「**反社会的勢力**」といいます）又は反社会的勢力と疑われる者を同伴・紹介したことがある者である場合。
- ⑧ ご利用者様が刺青をしている場合。

- ⑨ その他の理由により、ご利用者様において当ゴルフ場を利用されることが好ましくないと当社が判断する事由があるとき。
- ⑩ 技術が著しく未熟であって他人のご利用者様のプレーに迷惑をかけることが予想されるとき。
- ⑪ その他、本約款に違反したとき。

第6条（利用の中止）

当社は、次の場合には、ご利用者様の当ゴルフ場の利用を中止させることができるものとします。ご利用者様は当社の指示に従わなければならない、当社の指示に対して当社に故意等がない限り賠償請求・クレーム等を述べることができないものとします。

- ① 天災地変、気象の異常、その他やむを得ない事情により当ゴルフ場をクローズするとき。
- ② 偽名または他人名義で申し込みが行われた場合。
- ③ 公の秩序もしくは善良な風俗、エチケット・マナーに著しく反する行為があったと当社が判断したとき。
- ④ 反社会的勢力又は反社会的勢力と疑われる者を同伴・紹介したことがある者と判明したとき。
- ⑤ ご利用者様が刺青をしている場合。
- ⑥ 技術が著しく未熟であって、他人のご利用者様のプレーに迷惑をかけるおそれがあると当社が判断したとき。
- ⑦ ルール・マナー及び当社の警告を無視してスロープレーを改めないとき。
- ⑧ その他の理由により、本ゴルフ場にとって好ましくない行為があったと当社が判断したとき。
- ⑨ その他、本約款に違反したとき。

第7条（休場日、開場時間）

当ゴルフ場の休場日と開場時間は、当社が別に定めるところによります。ただし、当社は、臨時的に変更することができるものとします。

第8条（乗用カートの利用）

乗用カートをご利用される場合には以下を遵守するとともに当社が別途定める「乗用カート利用約款」を遵守してください。

1. キャディ付き・セルフプレー共通

- ① 乗用カートの運転は、原則として普通自動車運転免許保有者又は同等の技能を有する者に限定されます。
- ② 乗用カートの運転は、キャディが特に依頼した場合又はセルフプレーの場合に限定されます。
- ③ 乗用カートの利用者様（運転者様と同乗者様。以下同じ。）は、走行前・走行中及び乗降時の安全にご注意ください。
- ④ 乗用カートは、カート道路がある場合はカート道路のみを、カート道路がない場合はラフのみを走行するものとし、その他は案内表示に従って走行してください。ティーイングエリア及びパッティンググリーン周辺においては停止位置を厳守してください。特に表示がない場合でも急勾配等の地形や降雨強風凍結等の自然現象等により転落スリップ等の事故が起こりかねない地点や状況等に応じて運転者様自らの判断で減速や乗用カート利用の停止等を判断してください。
- ⑤ 乗用カート走行中は、振るい落とされたいよう正しい姿勢で着座し、カートの手すりを把持してください。
- ⑥ 乗用カート走行中における乗車・下車は禁止します。乗下車は、乗用カートが静止した状態で行ってください。
- ⑦ 乗用カートから身体の一部（手足等）・衣服・道具（ゴルフクラブ等）がはみ出さないようご注意ください。
- ⑧ 乗用カートの前は絶対に歩かないでください。追突防止装置は、人には作動しません。カート道路上に立ったり歩いたりしないでください。やむなくカート道路上に立つ場合は乗用カートに注意してください。
- ⑨ 飲酒した場合には乗用カートの運転は差し控えてください。
- ⑩ 同乗者様は飲酒者の運転を制止してください。
- ⑪ 速度の出し過ぎは禁止します。
- ⑫ 乗用カートや付帯設備（リモコン・カーナビ等）に故障等のあった場合又はそのおそれがある場合には直ちに係員に申し出てください。ご利用者様の責めに帰すべき故障等については弁償いただくこととなります。
- ⑬ 万が一事故が発生した場合は直ちに係員に報告してください。対人対物にかかわらず乗用カートの利用者様の責任において賠償解決して頂きます。当社は、当社に故意等がない限り責任を負わないものとします。

2. キャディ付きプレーの場合

- ① 乗用カートはキャディが操作しますので、走行制御関連の装置に手を触れないでください。

3. セルフプレーの場合

- ① 乗用カートを操作する場合は、同伴者の着座・乗車姿勢に注意を払い、安全且つ確実な運転に努めてください。
- ② リモコンで遠隔操作をする場合は、同伴者の所在に注意して、慎重に操作を行ってください。
- ③ リモコンボタン、発進/停止ボタン以外の装置には、手を触れないでください。
- ④ 斜面その他不安定な場所、または打球が当たるおそれがある場所には停車しないでください。
- ⑤ リモコンのコース外への持出しはしないでください。

4. アルコール類を飲用した上での事故は専ら運転者様の過失によって発生したものと推定いたします。

5. アルコール類を飲用した運転者様の運転を制止せず同乗を続けた際に起きた事故は専ら運転者様と同乗者様の過失によって発生したものと推定いたします。

第9条（プレーヤーの危険防止責任）

- 1. ゴルフは、時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、キャディのアドバイスの如何にかかわらず、自己の責任でプレーしていただきます。自己又は他人に危険を生じさせないように最大限安全確保に努めてください。万一の事故について当社に故意等がない限り当社は責任を負いかねます（次条以下においても同じ）。
- 2. 景観上の観点から池の周辺部に一々注意看板を設置していない箇所もございますので、自己の責任にて十分注意してください。ゴルフ場内の池は危険です。池内のボールを拾うことは危険を伴いますので厳禁いたします。
- 3. 法面・傾斜地・階段は滑りやすい箇所がありますので、自己の責任において十分注意してください。
- 4. 排水溝の周辺部やカート舗装道とコースの境部分等は陥没箇所もありますので、自己の責任にて十分注意してください。
- 5. バンカーへの出入は、自己の責任にて注意して行ってください。
- 6. 練習場等の特に重篤な事故の発生の危険性がある場所においては、自己の責任にて細心の注意を払ってプレーしてください。
- 7. カートの運転は、自己の責任にて十分に注意して行ってください。クラブハウス周辺はカートと人との接触事故が発生しやすい場所ですので、プレーヤー・運転者の双方とも十分に注意してください。

第10条（ティーイングエリアにおける素振り）

クラブの素振りは、ティーマーク内の打席または特に指定された場所以外では行わないでください。プレーヤーは、みだりにティーイングエリアに立ち入らないでください。

第11条（飛距離の確認）

先行組に対しては、後続組の打者は、キャディのアドバイスの如何にかかわらず、自己の飛距離を自分で判断して、先行組に打ち込まないように打球してください。

第12条（打者の前方に出ないこと）

同伴プレーヤーは、打者の前方には絶対に出ないでください。打者の前方に出た結果の事故、その他プレーヤー同士の打球によって生じた事故については、プレーヤー間において解決していただくこととし、当ゴルフ場は故意等がない限り責任を負いません。

第13条（隣接ホールへの打込み）

隣接ホールへの打込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し、慎重に打球してください。万一、隣接ホールに打込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をし、邪魔にならないよう打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分気をつけて打球してください。

第14条（キャディ及びフォアキャディの合図）

キャディ及びフォアキャディの合図は、先行組が通常の飛距離外に前進したと判断されるときに合図でありますから、合図があっても打者は自己の飛距離を自身で判断し打球してください。

第15条（安全な場所への退避）

後続組に対して打球させるときは、先行組のプレーヤーは、後続組の打者が打ち終わるまで安全な場所に退避してください。なお、後続組の打球により事故が生じて、当ゴルフ場は故意等がない限り責任を負いません。

第16条（ホールアウト後の退去）

ホールアウトした場合は、直ちにパッティンググリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールへ進んでください。

第17条（雷等が発生した場合）

雷・ゲリラ雷雨・地震等の天災地変が発生し危険な場合は、自らの判断で直ちにプレーを中止し、速やかに退避所など安全と思われる場所に退避してください。

第18条（喫煙上のお願ひ）

コース内やクラブハウス内での喫煙は、灰皿の設置してある場所以外はご遠慮ください。マッチの燃えがら、煙草の吸いがらは、必ずよく消して灰皿にお入れください。

第19条（プレー終了後のクラブ確認）

ご利用者様は、プレーを終了した場合、自らの責任においてクラブを点検し不足、瑕疵や他人のものとの入れ違いの間違い等がないかを慎重に確認してください。プレー終了直後にクラブ等の不足や瑕疵について申告がなかった場合には、点検の結果何らの異常がなかったと見做させていただき当ゴルフ場は責任を負わないこととさせていただきます。

第20条（金銭その他貴重品）

- 多額の金銭及び貴重品を持参しないでください。金銭その他の貴重品については、フロントに預けていただかない限り当社は責任を負いません。
- 当社は、フロントでお預け頂いた際、「預り証」を発行します。お預り品は保管袋に入れて保管します。当社は、自己の物と同一の方法で保管し内容物の損傷等については責任を負いません。当社は、「預り証」と引換えに保管袋を返還します。「預り証」を紛失された場合には直ちにお届けください。届出前に当社が第三者に対し「預り証」と引換えに保管袋を返還した場合にも当社は故意等がない限り責任を負いません。
- ご入浴の際には、フロントに預けなかった金銭その他貴重品につきましては、貴重品ロッカー（フリーボックス）をご利用ください。ただし、貴重品ロッカー（フリーボックス）、ロッカー、浴室、コース等で盗難や紛失等の事故があっても、当ゴルフ場は、責任を負いませんので、貴重品ロッカー（フリーボックス）には高価品を収納せずフロントへ預けてください。

第21条（ロッカーの鍵）

- 当社は、ロッカーの鍵（以下「鍵」といいます。）を預りませんので、鍵は必ず各自で携帯してください。鍵を紛失した場合は直ちにお届けください。その場合は鍵の再発行費用等の実費を弁償させていただきます。
- 当社は、ロッカー設備をお貸ししているにすぎませんので、ロッカー内の諸物品に盗難事故等が発生した場合はその責任を負いません。ただし当社に故意等があった場合には当社が付保する当該物品に関し適用される保険の範囲内に限り保証いたします。
- 当社は、当社が緊急と認めるときはロッカーを開扉し点検することがあります。現金又は貴重品のロッカーへの収容は禁止いたします。

第22条（携帯品、自動車等について）

当社は、当ゴルフ場内での携帯品の紛失・盗難、駐車中の車に関する事故につきましては、当社に故意等がない限り責任を負いません。

第23条（宅配便の取扱い）

- 宅配便によるゴルフクラブ、バック、シューズケース等のお取り次ぎはいたしますが、お取り次ぎ中の品物につきましては紛失、損害等については当社は故意等がない限り責任を負いません。
- 台風・豪雨・降雪・地震・火山噴火などの不可抗力の事態によってゴルフ場がクローズとなった場合、キャディバッグなどの送料につきましては、お客様自身のご負担となります。

第24条（施設内への持込品）

施設内へ、下記のものを持込むことを禁止いたします。

- ① 飲食物及びその他飲食にかかわる食材。
- ② 動物・鳥類（ペット類他）。
- ③ 銃砲刀剣類。
- ④ 著しく悪臭を発生するもの。
- ⑤ 火薬および揮発油等、爆発、発火あるいは引火しやすいもの。
- ⑥ 著しく高価な貴金属、高額現金など。
- ⑦ 騒音を発するもの。
- ⑧ 他人に迷惑を及ぼし、または不快感を与えるもの。

第25条（急患）

利用者様は、自己の健康状態については、常に十分注意してください。急患の場合は、当社はできるだけ努力をいたしますが、結果については責任を負うことができませんので、ご了承ください。

第26条（ギャラリーの同伴）

ギャラリーの同伴は原則的に禁止いたします。仮にご同伴がある場合は、必ず事前にキャディマスター室までご連絡ください。

第27条（行為の禁止）

ゴルフ場内で下記の行為は禁止します。

- ① 賭博その他風紀をみだす行為。
- ② 物品販売、宣伝広告等の行為。
- ③ 他人に迷惑を及ぼしたまたは不快感を与える行為。
- ④ アンダーシャツ・スリッパ等で歩行し、他人に不快感を与える行為。
- ⑤ ご利用者様以外（含むギャラリー）のコース内への立ち入り（許可した場合を除く）。なお、許可した場合であっても、ご利用者様以外（含むギャラリー）が傷害等の被害を受けた場合、当ゴルフ場は、損害賠償等の責任を負いません。
- ⑥ 無許可にて写真撮影、録音等の行為。
- ⑦ 施設の器具・備品を持出す行為。
- ⑧ 浴室の利用における次の行為。
 - (ア) 刺青者の浴室への入場。
 - (イ) 浴槽内（湯船）での剃顔、タオルの持込等清潔を妨げる行為。

第28条（お忘れ物の処理）

当ゴルフ場内でのお忘れ物は、発見の日から2ヶ月間お預かりします。ご本人の所持品であることを証明して期間内にお引き取り下さい。返却に要する一切の費用はご本人様の負担となります。期間内にお引き取りのない場合は処分することがありますので、あらかじめご承知ください。

第29条（違背の場合の責任）

ご利用者様が、この約款に違反して第三者に損害等の事故を発生させた場合、または自分が違反して損害等の被害を受けた場合は、当社に故意等がある場合を除き当社は損害賠償等の責任を負いません。

第30条（施設に損害を与えた場合）

ご利用者様の故意または過失により、当社の従業員や当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合（ロッカーキー及びキーホルダー等の貸与物の紛失・損壊、乗用カートの損壊など）は、その損害を賠償していただきます。当社の保険を利用することはいたしません。

第31条（ゲスト様の債務の保証）

メンバー様が同伴または紹介したゲスト様が、当社に対して負担するゴルフ場利用に伴う一切の債務及びゴルフ場に与えた損害金の支払債務については、メンバー様はこれらの債務の履行について、ご利用者様と連帯して保証していただきます。

第32条（ゲストへの周知依頼）

メンバー様は、メンバー様の同伴または紹介するご利用者（ゲスト様）に対して、本約款の存在及びその内容を知らしめることにご協力願います。

第33条（個人情報に関して）

当ゴルフ場は、署名簿に記載されたお客様の個人情報、個人情報保護法及び当社が別に定めるプライバシーポリシーに基づき、安全に管理いたします。また、お客様の個人情報は、各種ご案内、その他業務上必要なお問合わせの為に書面等をご送付する為に利用させていただきます。他、北海道警察本部、所轄警察署及び北海道ゴルフ場暴力団等排除対策協議会等への身分照会に利用させていただく場合があります。

第34条（当社の免責）

1. 当社は、当社に故意等がある場合には責任を免れません。
2. 当社は、本規約において、故意等がある場合以外において「（損害賠償等の）責任を負いません」旨規定されている場合であっても、当社に過失がある場合には、その内容に応じて当社が付保している保険に基づき当該事故等に関して当社が受領する保険金又はご利用者様の支払った施設利用料を上限として賠償義務を負う場合があります。
3. 当社は、前1、2項以外の場合には責任を負いません。

第35条（送達方法、回収費用等の負担）

1. 当社は、メンバー様に対する通知はクラブハウス内に掲示する方法で行うものとします。ただし、権利義務に関する重要な事項については届出連絡先に文書にて行うものとし、この場合は万一不送達の場合でも通常到達すべき時点において送達が完了したものとみなします。
2. 本規約における金銭債務の不履行についての遅延損害金は年14%とし、メンバー様は不払年会費の回収費用（内容証明作成費用・弁護士費用を含むがこれに限らない。）をご負担いただきます。

第36条（本約款の改正）

当社は、自然環境・経済環境・経営環境・法令・ゴルフ慣行の変化その他の事由に基づき、その任意の判断によって、適宜本約款を相当地域で変更できるものとし、変更の効力発生日の1週間前までに当社のホームページに掲載する方法で変更を周知するものとします。

第37条（その他）

次の事項を遵守して下さい。

1. スタートの30分前までにご来場ください。
2. 当日、支払等に必要額以外の多額の金銭や貴重品は、極力持参されないようお願いいたします。
3. 大型ゴルフバッグをご使用の場合カート積載の都合上、小型バッグに入れ替えさせていただくことがありますのでご了承願います。
4. プレーはハーフラウンド2時間以内でラウンドされるようお願いいたします。
5. プレー中の喫煙はお断りいたします。喫煙は、灰皿の設置してある場所をお願いいたします。
6. 円滑なプレー、危険防止を目的として、ローカルルールを設定しておりますので、ご了承願います。
7. 未成年者のプレーは、原則として、中学生以上とし、未成年者1名につき1名以上の保護者の同伴プレーが必要となります。尚、未成年者の全ての行動・行為は、保護者の責任とし本利用約款が保護者に適用されますので、ご了承願います。
8. ゴルフ場施設の維持に配慮し、デボット・ターフ・グリーン上のボールマーク、パンカーの改善等に努めること。
9. 当ゴルフ場は会員制ゴルフ場であるため各種クラブ競技等を優先する場合がありますことにつき受忍すること。
10. 受動喫煙防止条例等の施行により禁煙分煙とされる場合にはその指示に従うこと。
 11. 健康不良の場合には、自己責任をもってプレーを中止すること。
 12. 外国人の利用があり得ることを受忍すること。
 13. 外国人利用者においては日本又は当ゴルフ場の慣習・風習・礼儀等を遵守すること。
 14. 利用者は、当社が別に定めるドレスコードを遵守し、次のとおりゴルフプレーをするに相応しい服装を着用願います。
 - ① プレーの際には必ず襟付きのスポーツシャツをご着用ください。
 - ② 半ズボンでプレーする時は必ずひざ下までのハイソックスをご着用願います。
 - ③ ジーパン、ミニスカート、短パン、ジャージー、Tシャツ等でのご来場はお断りいたします。

- ④ サンダル、下駄、スニーカー等でのご来場はお断りいたします。
- ⑤ プレー前には用具の安全性をご確認願います。用具は通用の基準に適合したものをご使用ください。
- ⑥ プレーの有無にかかわらず、コース内への立ち入りに際してはソフトスパイクをご使用ください。

改定 平成 29 年 3 月 25 日
改定 令和 元年 6 月 25 日
改定 令和 2 年 6 月 10 日
改定 令和 5 年 3 月 10 日
改定 令和 5 年 4 月 1 日
改定 令和 5 年 11 月 1 日

キャンセルポリシー

キャンセルの時期により、下記の違約金を請求させていただきます。

当ホームページよりご予約のお客様は、予約申し込みの時点で本キャンセルポリシーの不知を主張できなくなるものといたします。当社のお客様が本キャンセルポリシーに同意されたことを前提として、お客様の申込みをお受けいたします。

キャンセル料	
30～15 日前	50%
14～4 日	70%
3～前日	80%
当日	100%
※ご予約内容により、プレー代及びコンペ代金を事前にお支払いいただく場合がございます。 ※団体予約につきましては、ご利用確認書をいただく場合がございます。	

- (注) 当ホームページよりご予約のお客様は、予約申し込みの時点で本キャンセルポリシーの不知を主張できなくなるものといたします。当社のお客様が本キャンセルポリシーに同意されたことを前提として、お客様の申込みをお受けいたします。